

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

議案第72号	廿日市市公共施設における禁煙等推進条例	1
議案第73号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不 均一課税に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第74号	廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する 条例	5
議案第75号	廿日市市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正す る条例	7
議案第76号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに 生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正す る条例	9
議案第77号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	11
議案第78号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第79号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する 条例の一部を改正する条例	15
議案第84号	宮島競艇施行組合規約の変更について	17
議案第85号	工事請負契約の締結について	19
議案第86号	工事請負契約の締結について	21
議案第87号	工事請負契約の締結について	23
議案第88号	工事請負契約の締結について	25
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ いて	27

(議案第 7 2 号)

廿日市市公共施設における禁煙等推進条例

(健康推進課)

1 制定の理由

市民の生命及び健康を受動喫煙による悪影響から守ることを目的として、市が設置した公共施設において禁煙環境を整備することに関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 目的・定義（第 1 条及び第 2 条関係）

条例の目的及び条例における用語の意義について定める。

(2) 市の責務（第 3 条関係）

市の責務について定める。

(3) 役割（第 4 条及び第 5 条関係）

市民及び事業者の役割について定める。

(4) 公共施設における措置（第 6 条関係）

公共施設において管理権原者が行う措置について定める。

(5) 適用除外（第 7 条関係）

(4)を適用しない公共施設について定める。

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

5 参照法令

健康増進法

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(議案第 7 3 号)

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するなどの改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 不均一課税の適用を受ける条件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
平成 3 0 年 3 月 3 1 日	平成 3 2 年 3 月 3 1 日

- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第 6 条

- ② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(議案第 7 4 号)

廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例

(協働推進課)

1 提案の要旨

- (1) 次のとおり廿日市市市民活動センターを設置しようとするものである。

ア 名 称 市民活動センターおおの
イ 位 置 廿日市市大野一丁目 1 番 1 号
ウ 主要施設 3 0 1 研修室、3 0 2 研修室、3 0 3 研修室、ミー
ティングゾーン及びワークスペース

- (2) 市民活動センターおおのの施設の使用料の額を次のとおり定めようとするものである。

区 分	使 用 料 の 額		
	午 前	午 後	夜 間
	9 時から 1 2 時 まで	1 2 時から 1 7 時まで	1 7 時から 2 1 時 3 0 分まで
3 0 1 研修室	2 4 0 円	4 1 0 円	3 7 0 円
3 0 2 研修室	2 7 0 円	4 5 0 円	4 1 0 円
3 0 3 研修室	2 4 0 円	4 1 0 円	3 7 0 円

- (3) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項について

は、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 75 号)

廿日市市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

(廃棄物対策課)

1 改正の理由

廃棄物処理施設の設置及び廃止等に伴い、廃棄物処理施設の名称及び位置に係る規定などを改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 設置する廃棄物処理施設の名称及び位置を次のとおり定める。

名 称	位 置
はつかいちエネルギーグリーンセンター	廿日市市木材港南 1 2 番 8 号

(2) はつかいちエネルギーグリーンセンターの設置に伴い、廃止又は使用を停止する廃棄物処理施設の名称及び位置を削除する。

(3) 資源の有効利用に関する市民の意識の啓発を図るための事業を行う廃棄物処理施設にはつかいちエネルギーグリーンセンターを追加する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 7 6 号)

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

(廃棄物対策課)

1 提案の要旨

- (1) ごみ処理費用の負担の公平化を図る目的で、家庭系廃棄物のうち燃やせるごみの処分をする場合に徴収する手数料の額を次のとおり定めようとするものである。

単 位	金 額
1 0 リットルの指定袋 1 袋につき	1 0 円
2 0 リットルの指定袋 1 袋につき	2 0 円
3 0 リットルの指定袋 1 袋につき	3 0 円
4 5 リットルの指定袋 1 袋につき	4 5 円

- (2) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 3 2 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 7 7 号)

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、代替保育の提供に係る連携施設や食事の提供に係る搬入施設の範囲を拡大するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合であって、一定の要件を満たす場合には、次に掲げる者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

ア 家庭的保育事業等の実施場所以外の場所又は事業所内において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者

イ 家庭的保育事業等の実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

- (2) 家庭的保育事業所等を利用する乳幼児に食事を提供できる搬入施設に、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有するなど市が適当と認めるものを加える。

- (3) 家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から10年間は、当該施設等内での調理を行うために必要な体制を確保するよう努めることを条件に、調理員の配置及び調理設備の設置を要しないことができることとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(議案第 7 8 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(建 築 指 導 課)

1 提案の要旨

建築基準法の一部が改正され、建築物の敷地と道路との関係の建築認定を行うこと及び使用を認める期間が1年を超える仮設建築物の建築許可を行うことに伴い、当該事務に係る手数料の額を次のとおり定めようとするものである。

事 務 の 種 類	手 数 料
建築物の敷地と道路との関係の建築認定	1 件につき2万7,000円
仮設建築物の建築許可 (使用を認める期間が1年を超えるもの)	1 件につき16万円

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第 7 6 号説明書に同じ。

(議案第 79 号)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

(建 築 指 導 課)

1 提案の要旨

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、地区計画区域内における建築物の容積率の算定方法について、算定の基礎となる延べ面積に、老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を算入しないこととするほか、所要の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

建築基準法

第 68 条の 2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

(議案第 8 4 号)

宮島競艇施行組合規約の変更について

(総 務 課)

1 提案の要旨

宮島競艇施行組合が行っている事業において、これまでの地方公営企業法の規定の一部適用から、同法の規定の全部を適用することなどの組合規約を変更することについて、大竹市と協議しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 地方公営企業法の一部適用から全部適用へ変更する。
- (2) 一部事務組合の名称を「宮島ボートレース企業団」に改める。
- (3) 企業長、副企業長及び企業長補佐を設置する。

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条（第 2 8 6 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 2 8 7 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 85 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町 536 番地 1 において施工する宮島おもてなしトイレ
整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

木造

2 階建て

延べ面積 504.28 平方メートル

(2) 請負金額 265,680,000 円

(3) 請 負 者 広島市中区鶴見町 4 番 25 号

株式会社 増岡組広島本店

常務取締役本店長 迫 清 孝

(4) 工 期 議決の日の翌日から

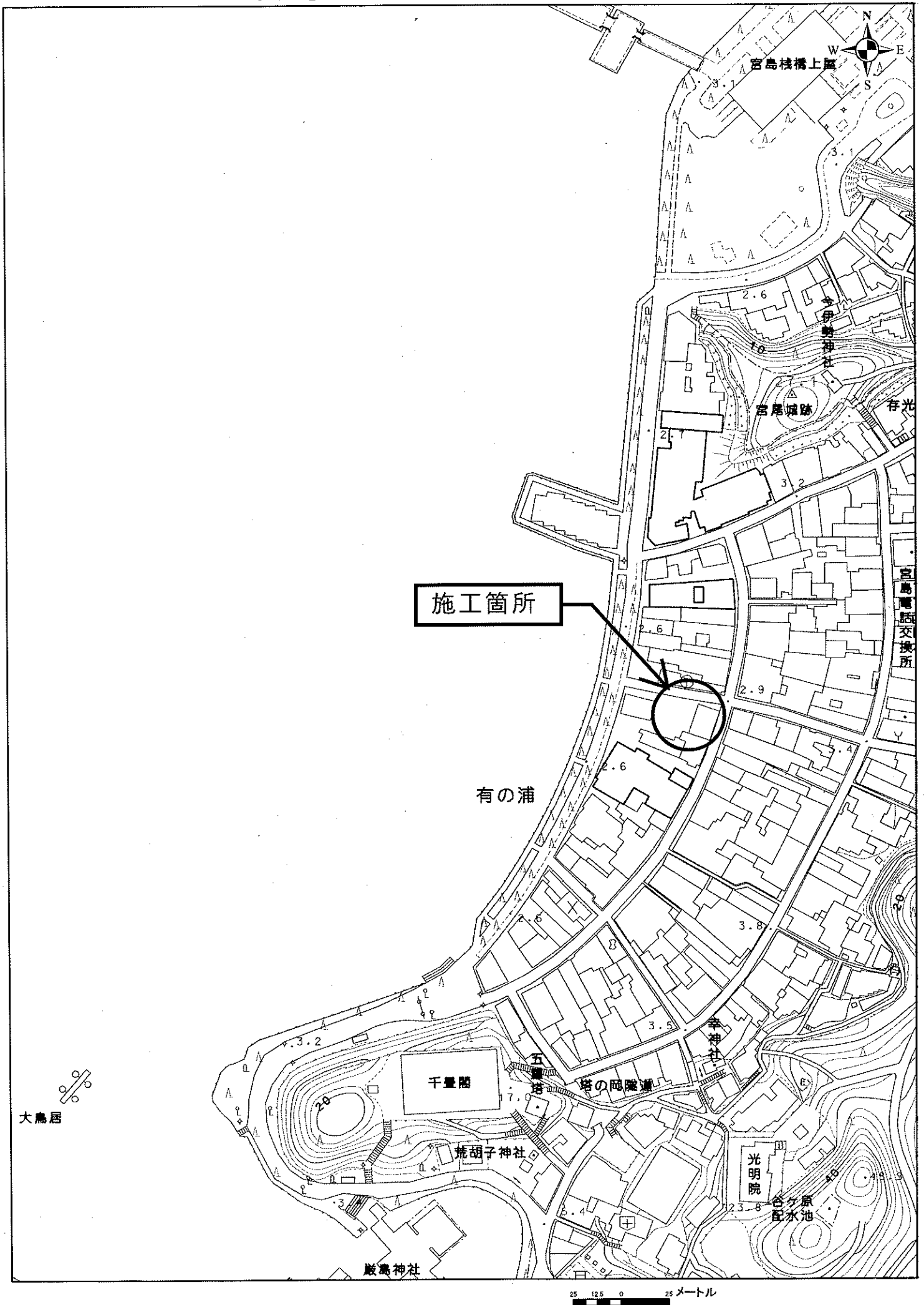
平成 31 年 7 月 31 日まで

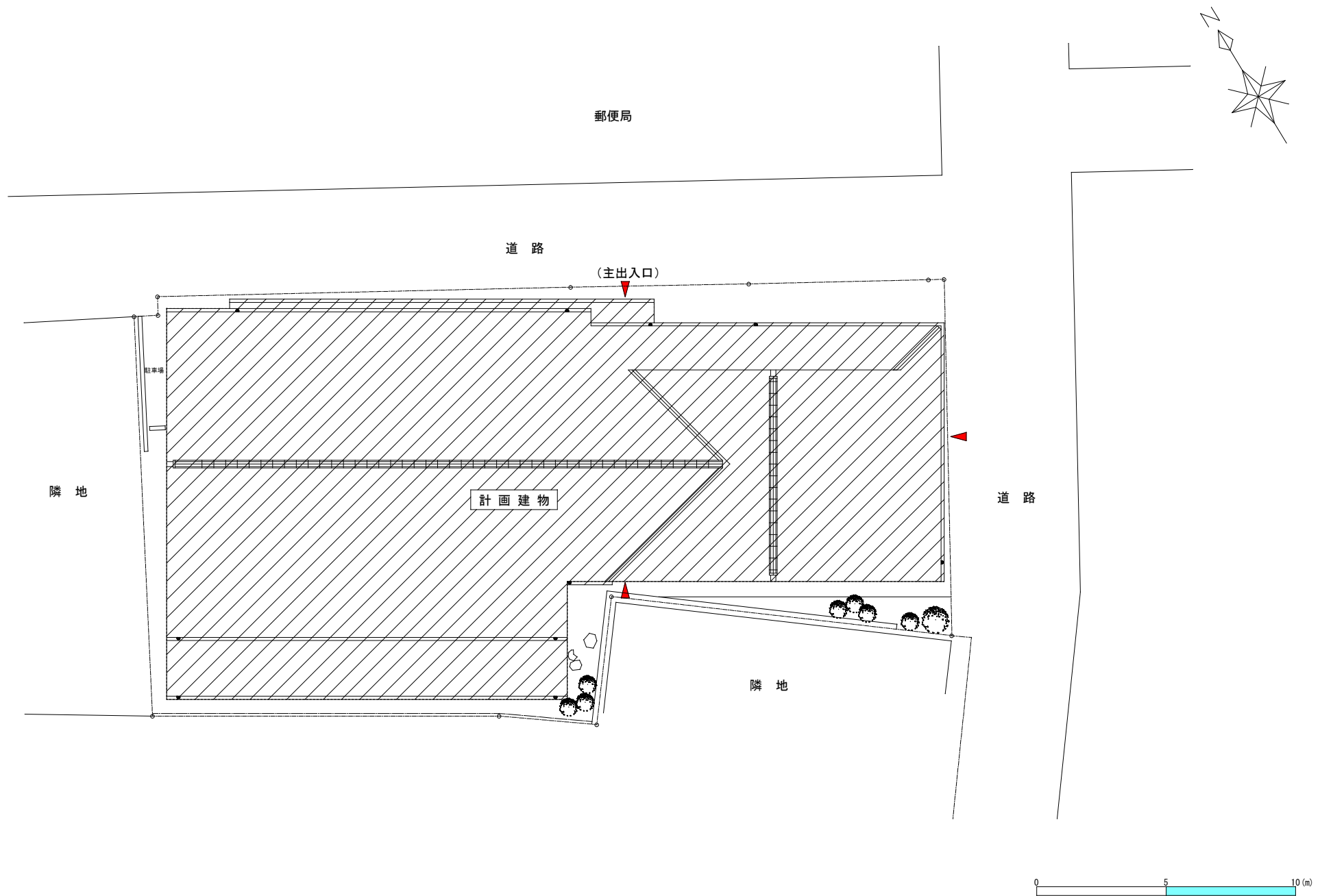
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1
億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

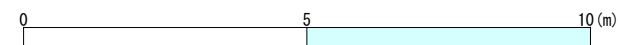
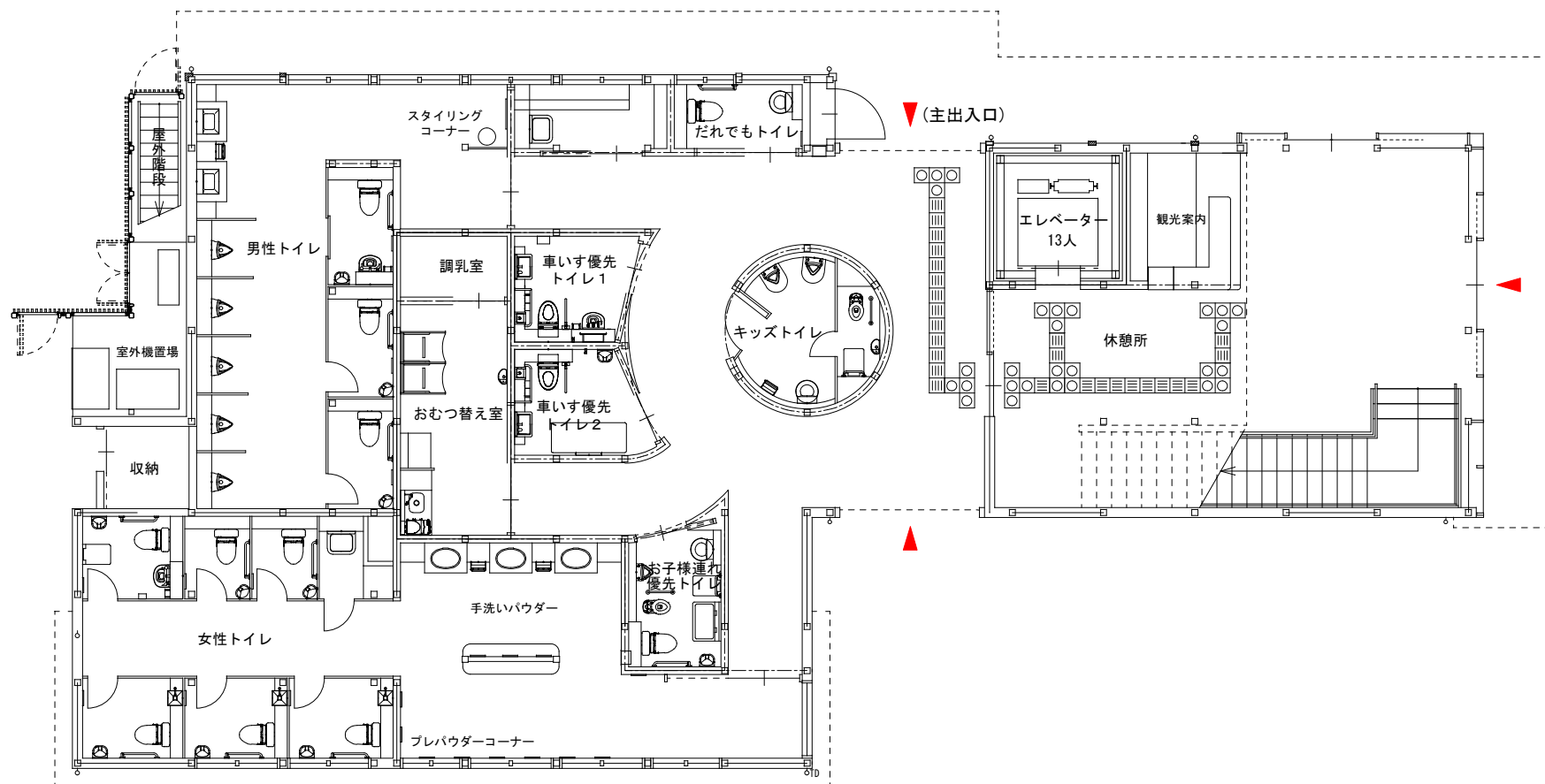
宮島おもてなしトイレ 位置図



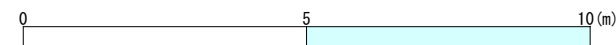
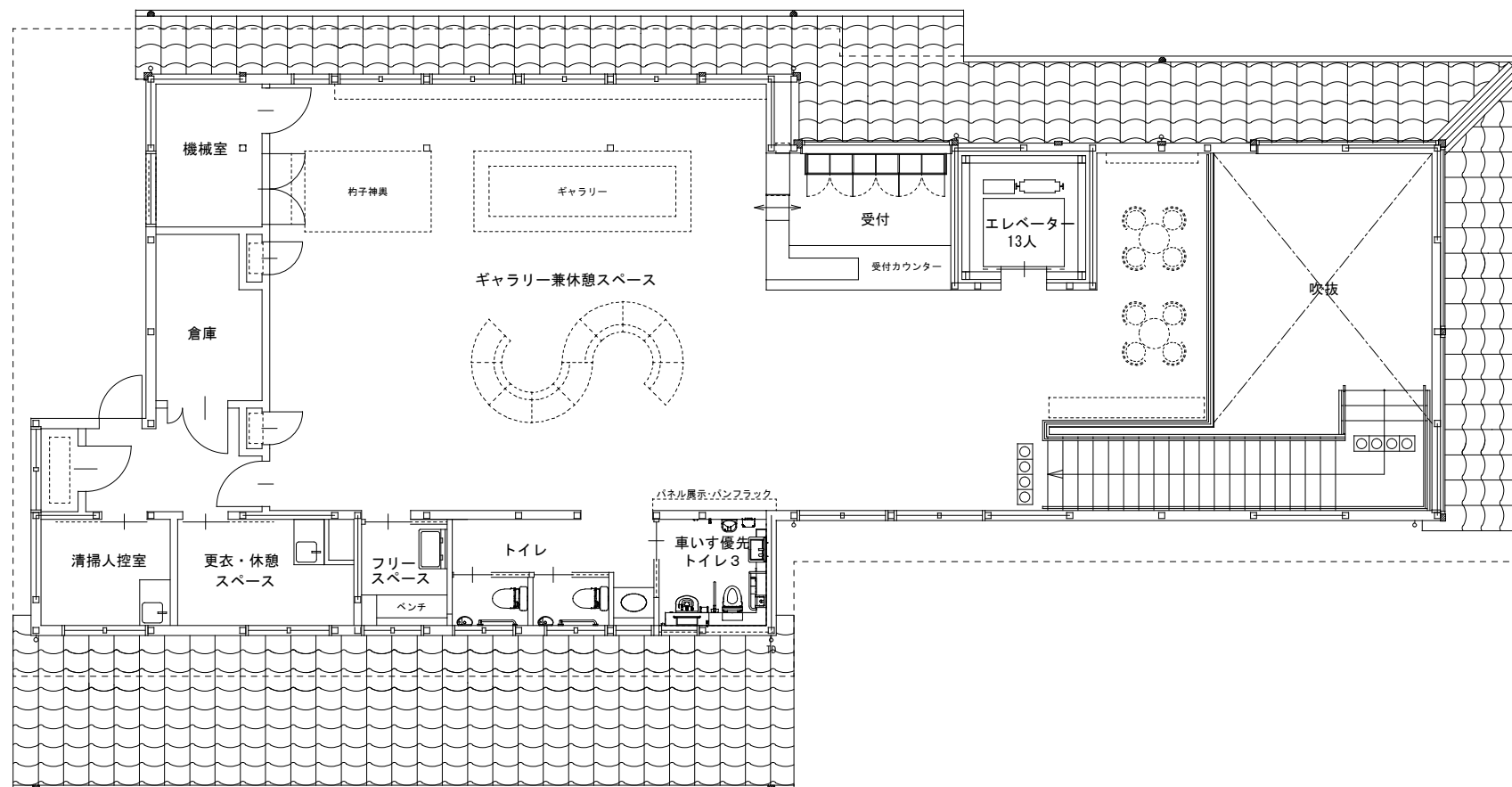


工事名 宮島おもてなしトイレ整備工事

図面名 配置図

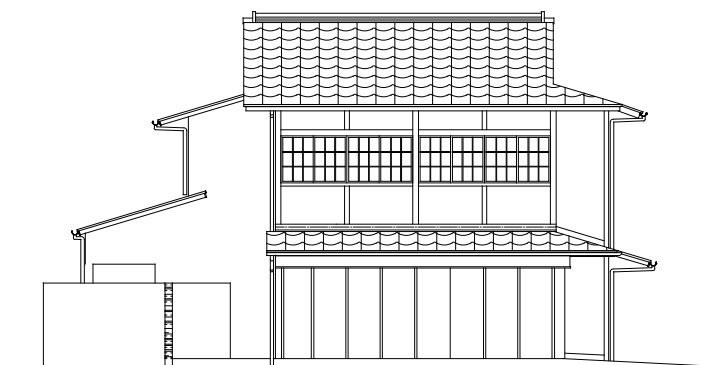


工事名	宮島おもてなしトイレ整備工事
図面名	1階平面図



工事名 宮島おもてなしトイレ整備工事

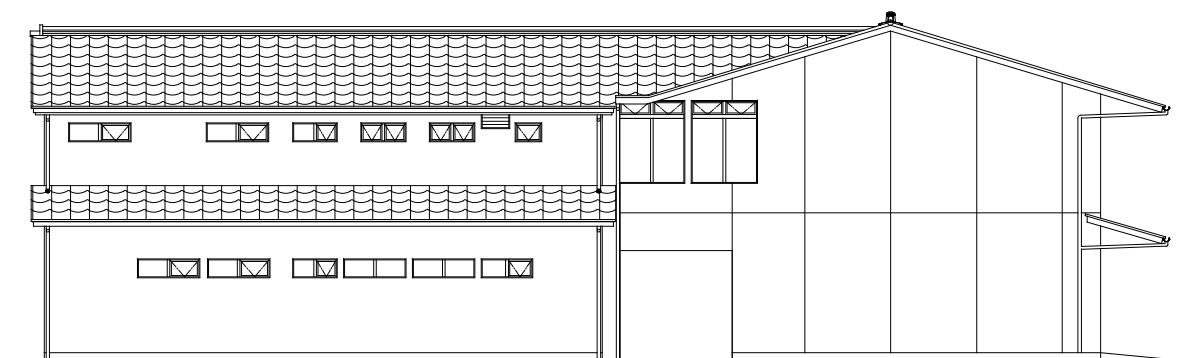
図面名 2階平面図、屋根伏図



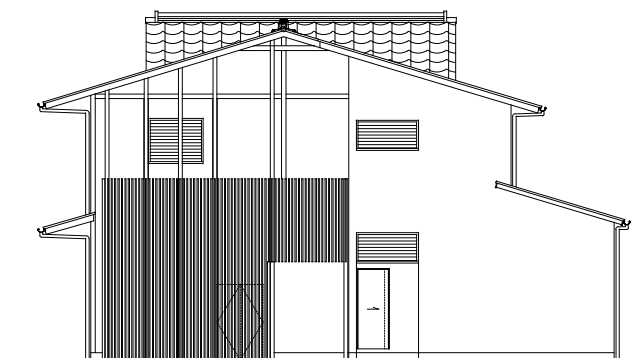
東立面図



北立面図



南立面図



西立面図

0 5 10 (m)

工事名 宮島おもてなしトイレ整備工事

図面名 立面図

(議案第 8 6 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町地内において施工する宮島簡易水道大元配水池整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 配水池築造工

鉄筋コンクリート構造

有効容量 1, 6 6 0 立方メートル

管路布設工 一式

場内整備工 一式

(2) 請負金額 2 5 9, 0 9 2, 0 0 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市下平良一丁目 3 番 4 1 号

洋伸建設株式会社廿日市営業所

所長 稲 葉 健

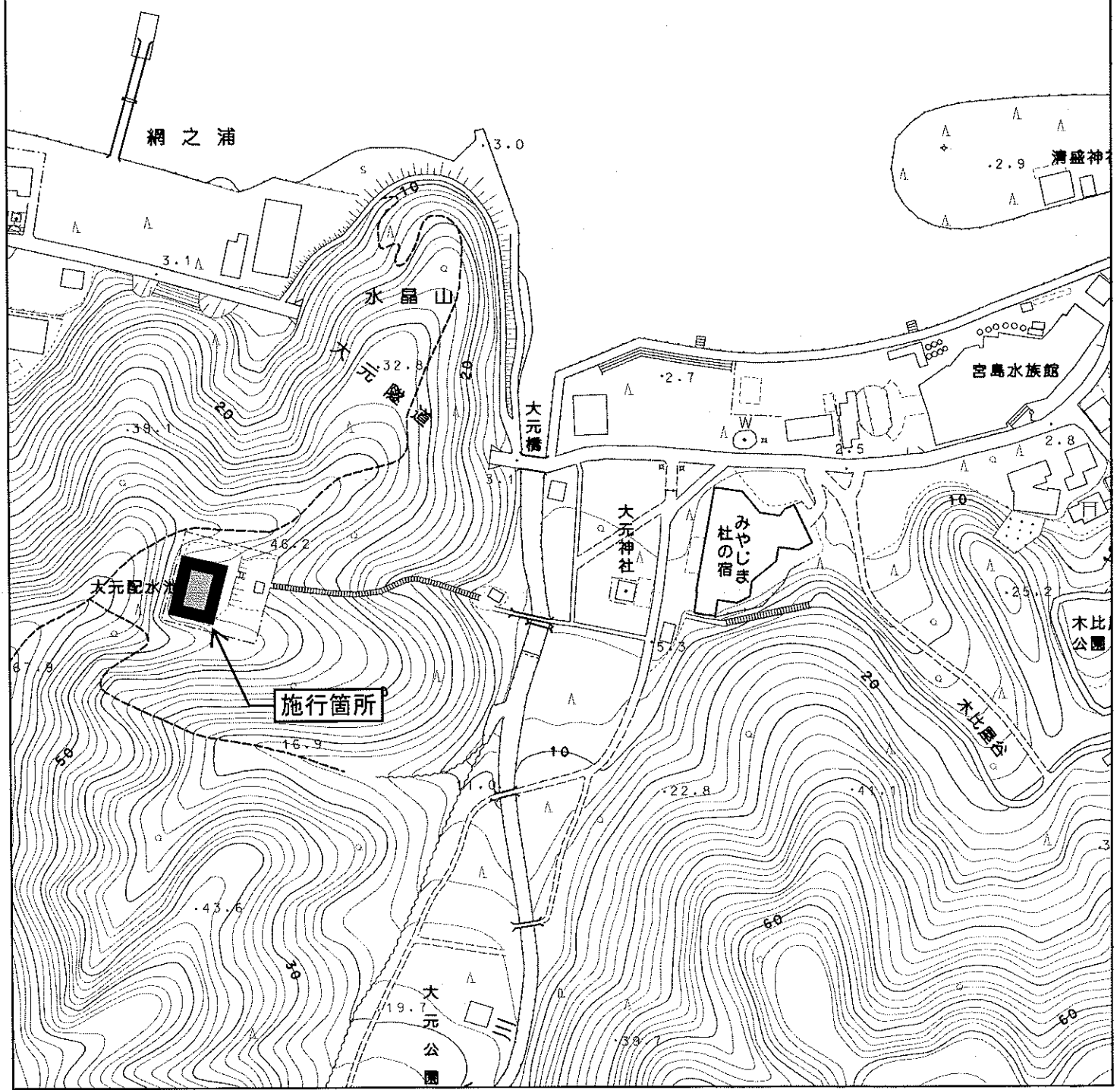
(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 3 1 年 1 0 月 4 日まで

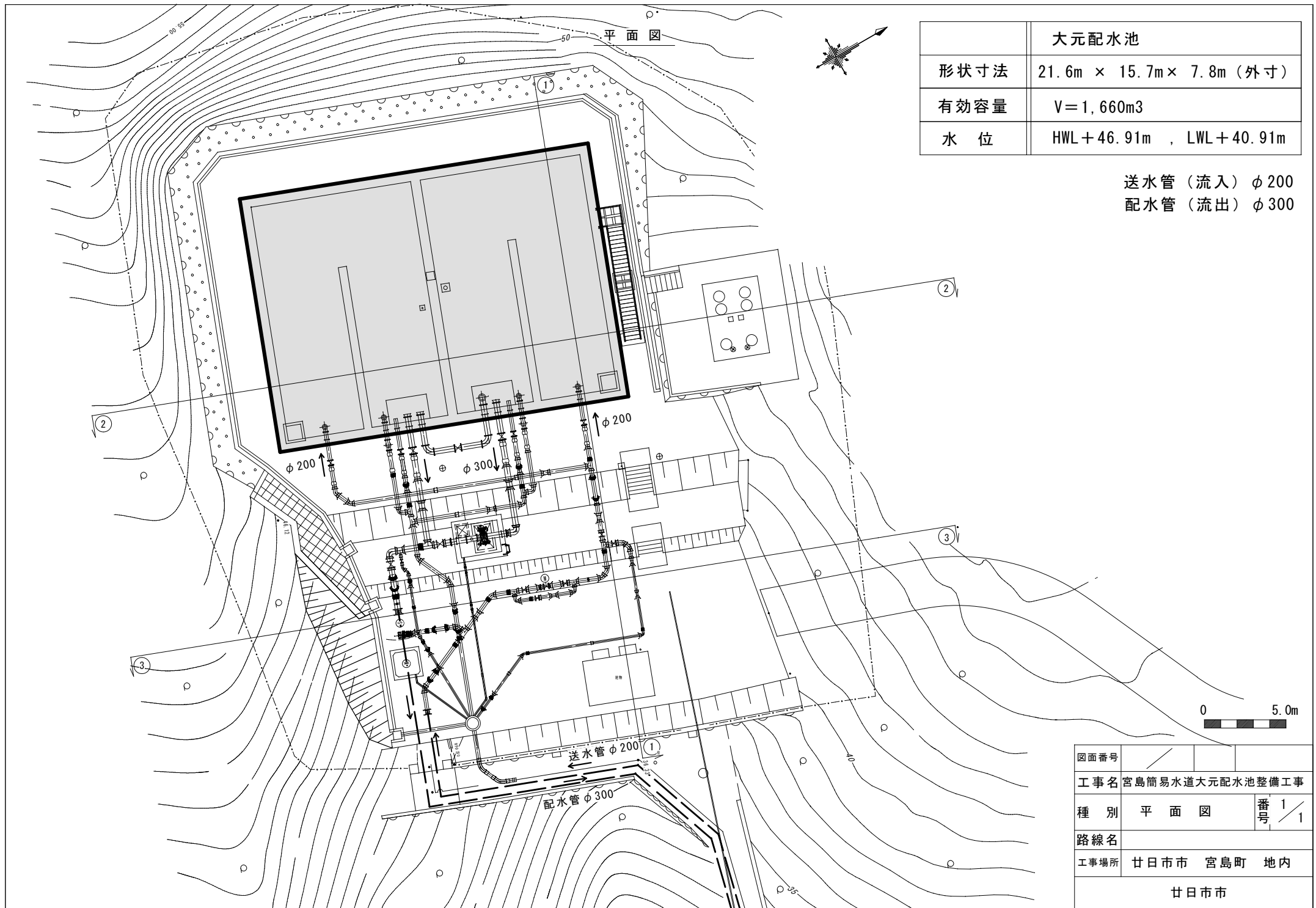
3 根拠法令

議案第 8 5 号説明書に同じ。

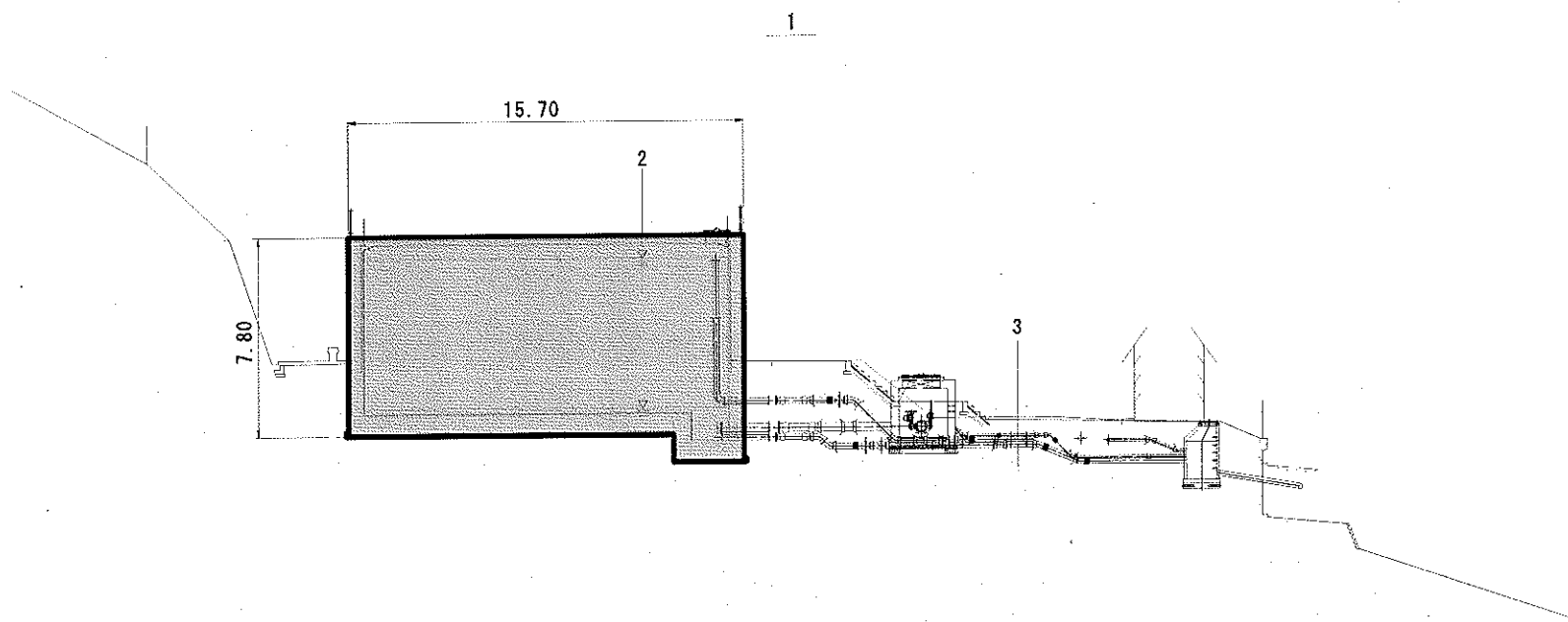
宮島簡易水道大元配水池 位置図



0 50m



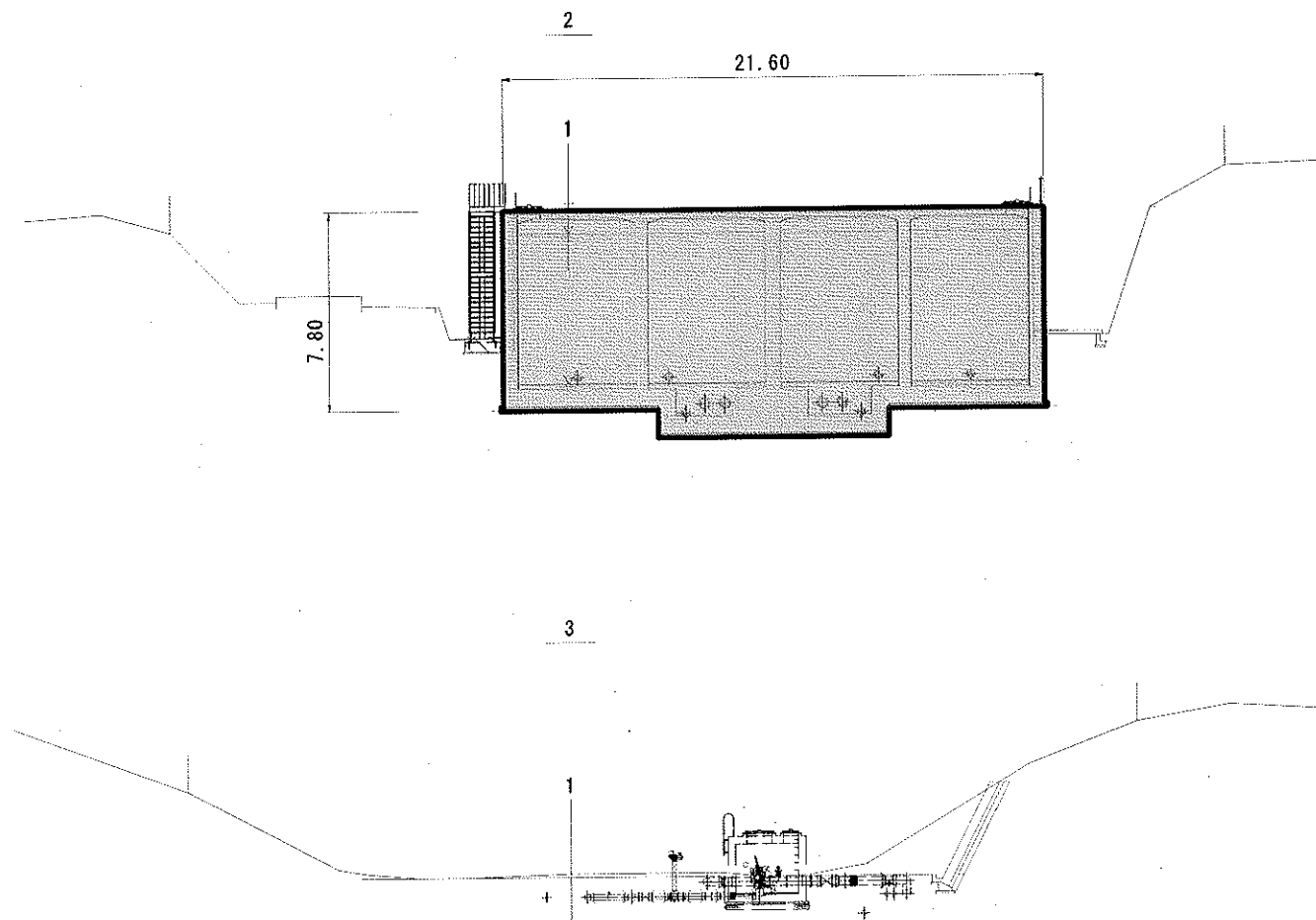
断面図 (1)



0 5.0m

図面番号			
工事名	宮島簡易水道大元配水池整備工事		
種別	断面図 (1)	番号	1 / 1
路線名			
工事場所	廿日市市 宮島町 地内		
	廿日市市		

断面図 (2)



0 5.0m

図面番号			
工事名	宮島簡易水道大元配水池整備工事		
種 別	断 面 図 (2)	番号	1 / 1
路線名			
工事場所	廿日市市 宮島町 地内		
廿日市市			

(議案第 8 7 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野地内において施工する大野東部公園整備工事（土地造成）の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 土地造成工事

掘削工 40, 200 立方メートル

盛土工 34, 200 立方メートル

補強土壁工 937 平方メートル

ブロック積擁壁工 1, 301 平方メートル

側溝工 1, 020 メートル

(2) 請負金額 311, 040, 000 円

(3) 請 負 者 廿日市市佐方本町 4 番 31 号

株式会社 松山

代表取締役 松 山 龍 二

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 31 年 12 月 27 日まで

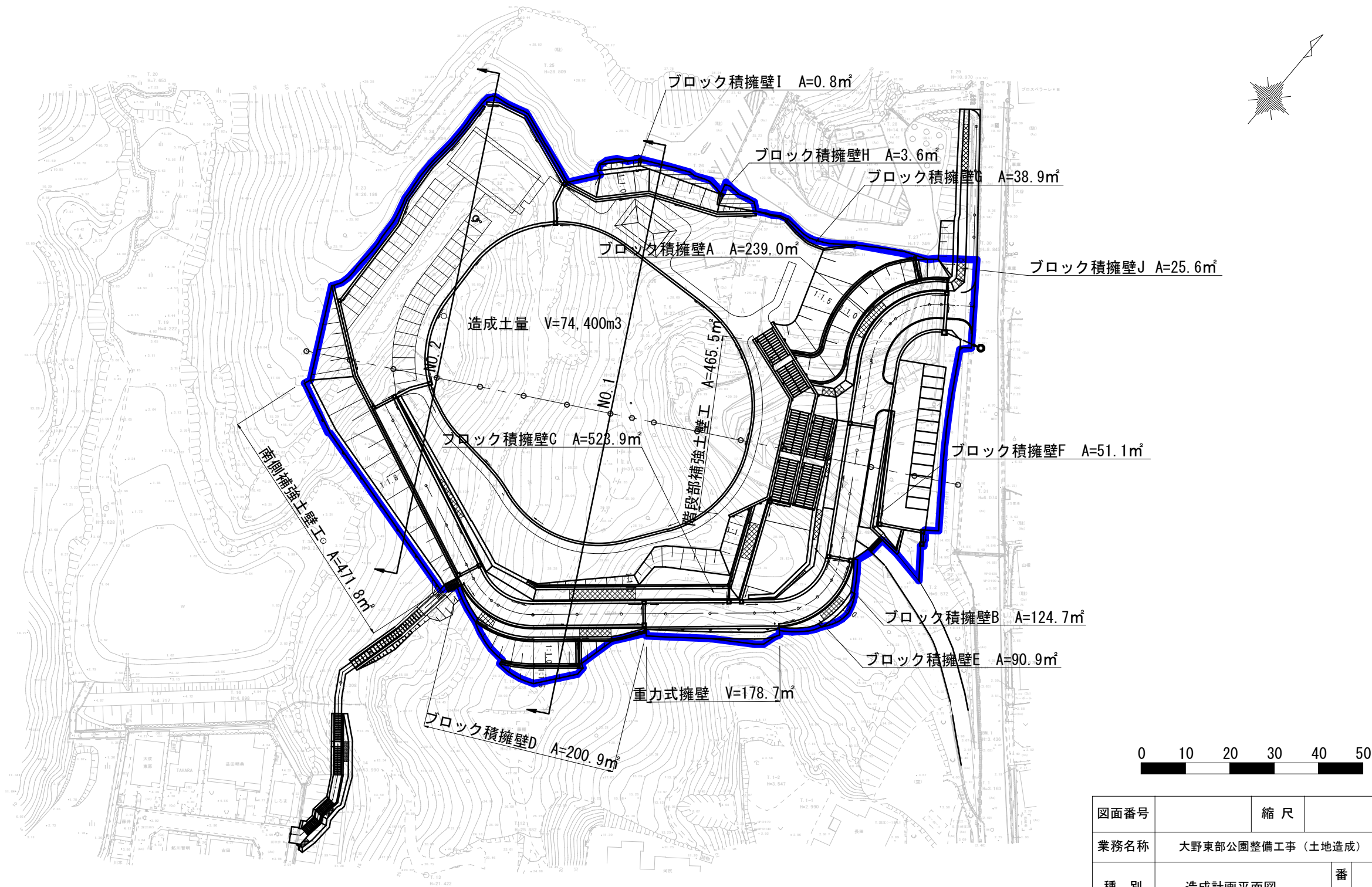
3 根拠法令

議案第 8 5 号説明書に同じ。

大野東部公園整備工事 位置図

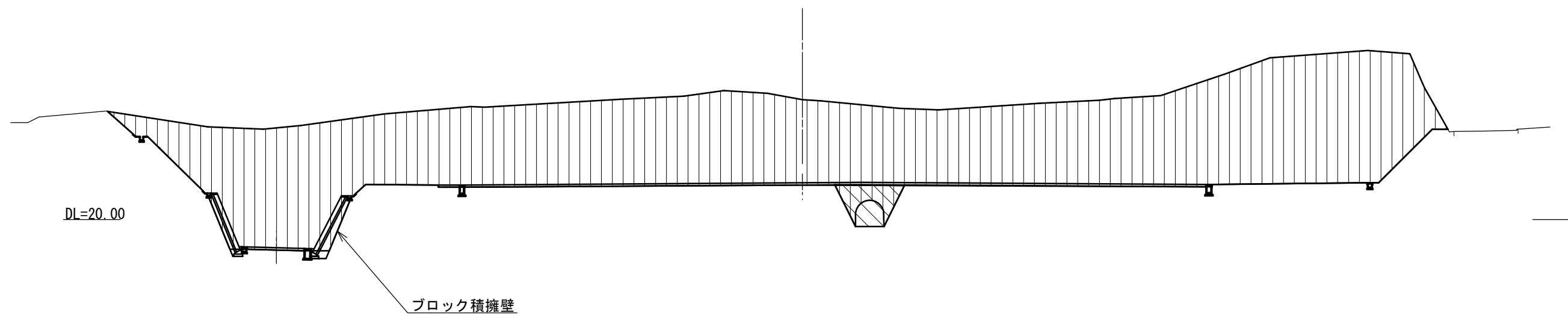


平 面 図

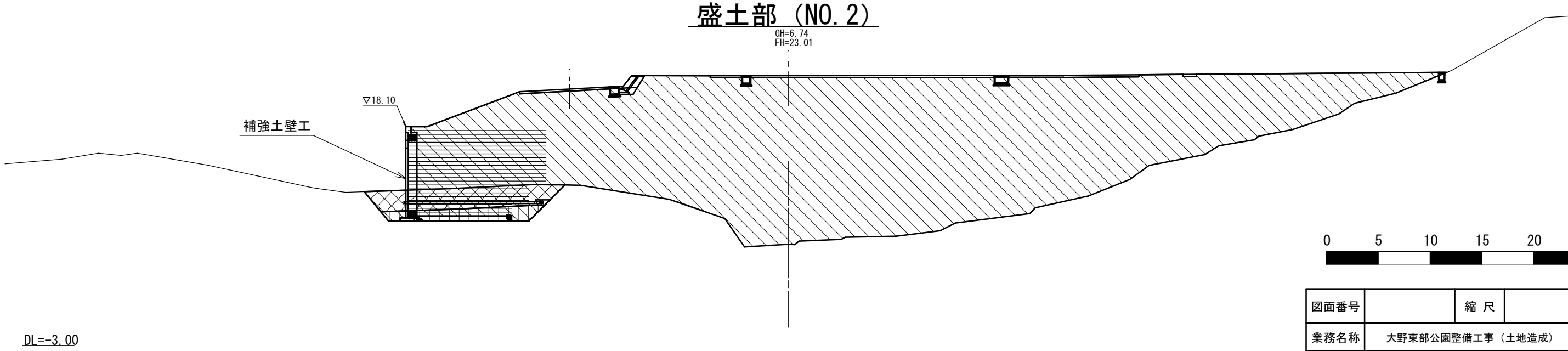


図面番号		縮 尺	
業務名称	大野東部公園整備工事（土地造成）		
種 別	造成計画平面図	番 号	
路線名			
履行場所	廿日市市 大野 地内		
廿 日 市 市			

D=5.00
掘削部 (NO. 1)
GH=30.54
FH=23.24



D=10.00
盛土部 (NO. 2)
GH=6.74
FH=23.01



DL=-3.00

図面番号	縮 尺		
業務名称	大野東部公園整備工事（土地造成）		
種 別	断面図	番 号	
路線名			
履行場所	廿日市市 大野 地内		
廿 日 市 市			

(議案第 8 8 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町 7 7 9 番地 2 において施工する旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 屋内運動場等の解体

解体する屋内運動場等

屋内運動場

鉄筋コンクリート造

3 階建て

延べ面積 3, 8 9 9 . 5 2 平方メートル

普通教室棟

鉄筋コンクリート造

2 階建て

延べ面積 1, 2 7 5 . 4 7 平方メートル

(2) 請負金額 1 5 0, 8 3 2, 8 0 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市木材港北 5 番 2 0 号

株式会社 シンテツ

代表取締役 河 野 哲 也

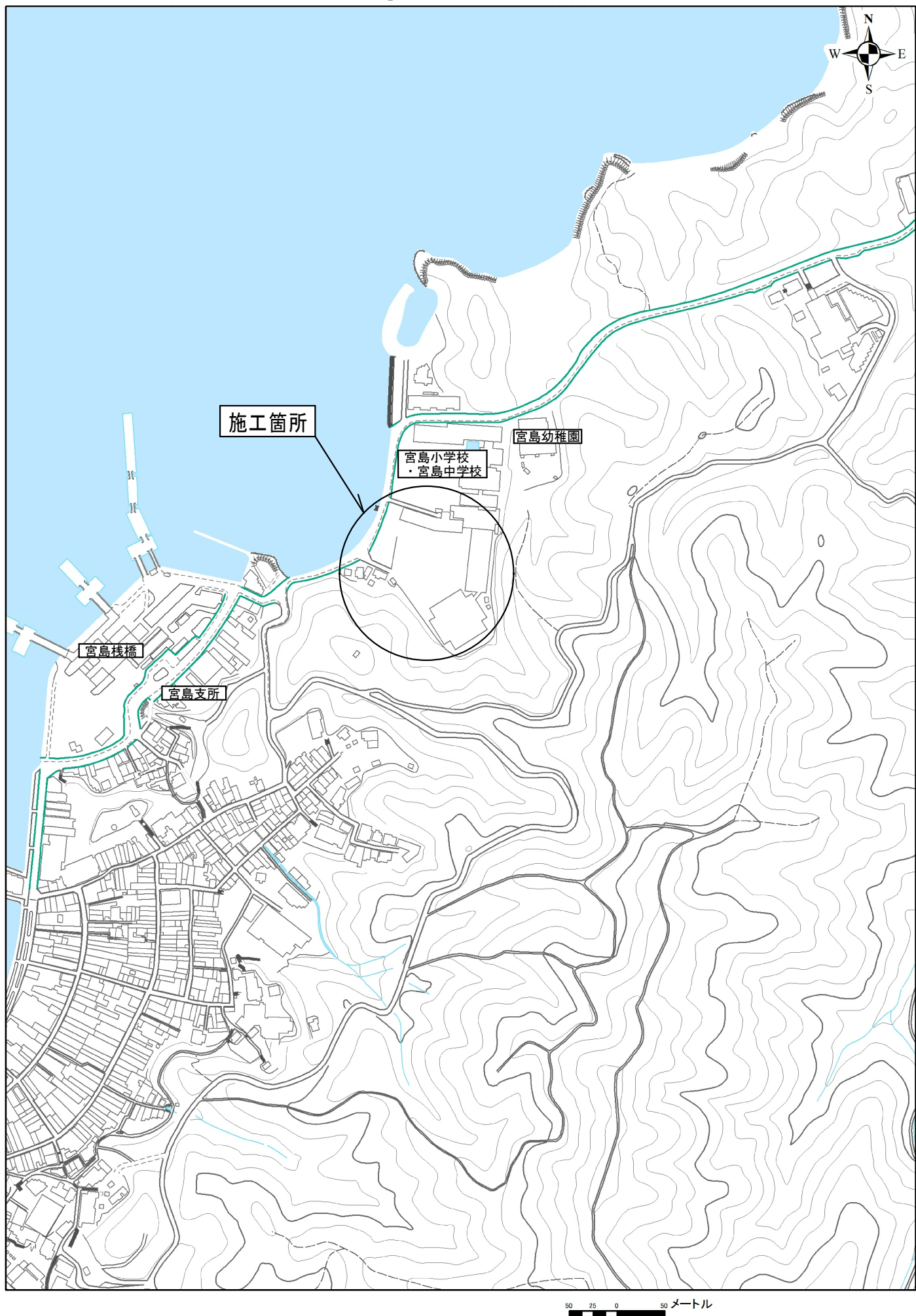
(4) 工 期 議決の日の翌日から

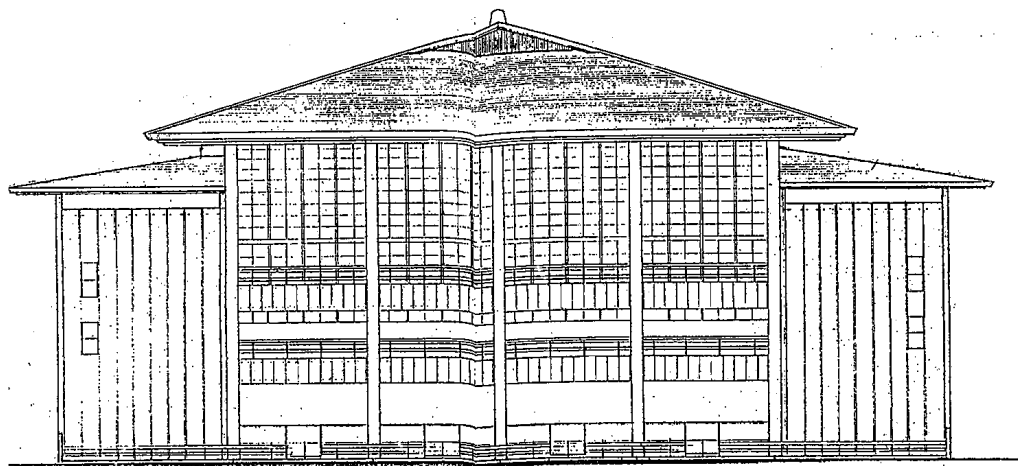
平成 3 1 年 6 月 2 8 日まで

3 根拠法令

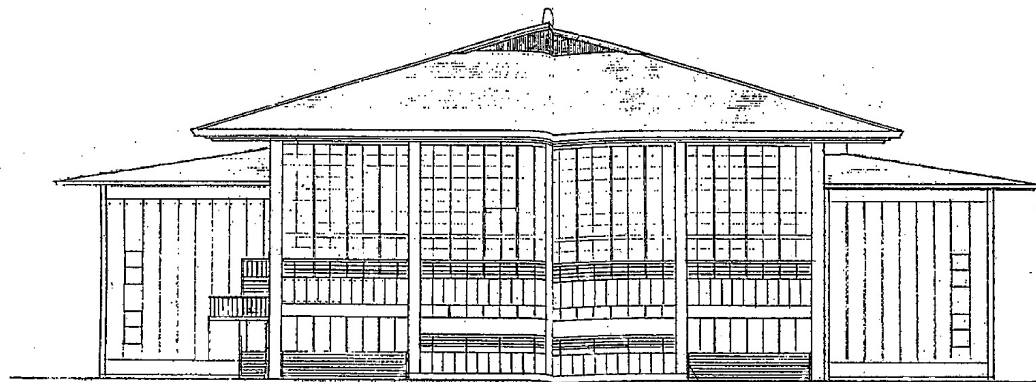
議案第 8 5 号説明書に同じ。

旧宮島中学校 位置図

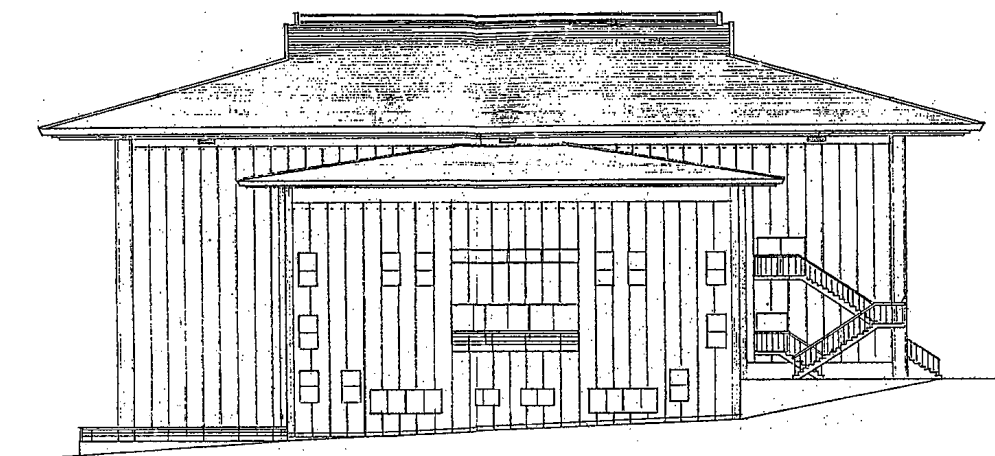




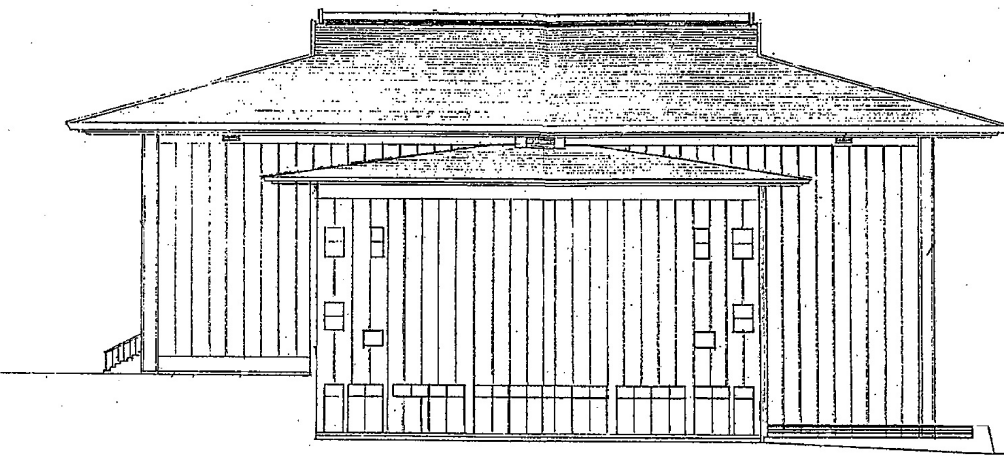
北側立面図



南側立面図



西側立面図



東側立面図

解体屋内運動場



旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事



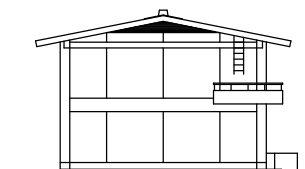
南側立面図



北側立面図



東側立面図



西側立面図

解体普通教室棟



旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事

(諮問第 2 号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 梅本光子委員及び西田弘展委員は、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

梅 本 光 子 (再任)

西 田 弘 展 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 いち代

山 中 攻 治

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

白 築 京 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

増 田 育

松 浦 伸 二

山 本 紀 枝

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

